

令和 8 年 9 月 28 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

1	DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援について……………	1
2	「かながわ人権施策推進指針」の改定について……………	11
3	「神奈川県手話推進計画」の改定について……………	15
4	「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について……………	17
5	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について……………	21
6	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく 基本計画の中間年の見直しについて……………	26
7	県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」における虐待事案について……………	34
8	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について……………	35
9	今後の県立障害者支援施設のあり方について……………	42
10	神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について……………	50

1 DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援について

昨年明らかになった、川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援の充実に向けて取組を進めており、その進捗状況及び今後の取組について報告する。

(1) 主な支援施策の実施・検討状況

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等の「いのち」を守り、安心して自分らしく暮らすことができるよう、引き続き、未然防止から安全確保、自立支援まで、切れ目ない支援を実施する。

ア 未然防止

- ・ 令和8年度に設置予定の「DV・ストーカー被害相談支援センター」に関し、具体的なワンストップ支援の方法について、警察や市町村などつなぎ先となる関係機関や相談機能を委託する民間事業者と調整を行うとともに、安全確保をより一層図るために必要な工事や相談環境の整備を検討。
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストを作成し、相談現場で活用できるよう学識者による研修を実施。
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するための、民間団体と連携した人材養成講座を本年10月に実施予定。
- ・ 引き続き、困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援を実施。

イ いのちを守る（安全確保）

- ・ 引き続き、行政と警察との情報連携の強化にむけて定期的な協議を実施。
- ・ 県警職員、女性相談支援員、民間支援団体が地域において顔が見える関係づくりを進めるためのワークショップを開催。（年2回、第1回は本年6月に開催済み）
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストを作成し、相談現場で活用できるよう本年7月に学識者による研修を実施。（再掲）
- ・ 引き続き、市町村・民間団体・警察と連携・協力した迅速かつ適

切な一時保護を実施。

- ・ DV加害者及びストーカー加害者への対応方法やアプローチ方法に関し、被害者支援の視点での課題整理や対応策の研究を行う研究会について、本年9月に第1回を開催。

ウ 自立支援

- ・ 引き続き、女性自立支援施設における、DV・ストーカー被害者や困難な問題を抱えた女性の保護、自立支援を実施。
- ・ 引き続き、困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援を実施。(再掲)
- ・ 引き続き、女性相談支援員による継続的な相談支援を実施。
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するための、民間団体と連携した人材養成講座を本年10月に実施予定。(再掲)

(2) 条例制定に向けた検討状況

ア 条例に関するこれまでの経緯（令和7年11月～令和8年8月）

- ・ 令和7年11月 シンポジウムの開催
川崎市での事件を受け、当事者目線の被害者支援のあり方について県民と議論する中で、「支援者が積極的に動くためにも、県が条例といった普遍的な決まりを作ってはどうか」などの意見をいただいた。
- ・ 令和7年12月 令和7年第3回定例会厚生常任委員会での報告
普遍的な仕組みづくりに係る課題として、DV防止法・ストーカー規制法・女性支援法の所掌範囲や目的が異なること、関係機関の役割や具体的な連携方法が不明瞭であること、被害者への支援施策が不十分であること等を報告。
また、様々な困難な問題を抱える女性からの相談を受けている女性相談員の相談内容の6割がDV・ストーカー被害に関することや、DV被害者の7割以上が複合的な課題を抱えているなど、DV・ストーカー被害者支援と困難な問題を抱える女性支援との関係性について報告し、議論いただいた。
- ・ 令和7年12月 第3回支援調整会議代表者会議の開催
事務局より、普遍的な仕組みづくりに当たってどのような手法（条例、規則、憲章等）があるのか説明を行った後に、いずれの手法が望ましいのかについて意見交換を行い、委員から条例の必要性について意見をいただいた。

- 令和8年1月 有識者と知事との意見交換の実施

当事者目線で考えるDV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援強化について、知事が、被害当事者や学識者、支援団体の代表者と意見交換を行い、支援者や専門家の責任や役割分担を明確にし、支援者間がスムーズに連携を行うための仕組みとして条例を定めてほしいといった意見をいただいた。
- 令和8年2月 令和8年第1回定例会（2月）提案説明

当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みとして、条例制定に向けた検討を進めていくことを説明した。
- 令和8年3月 令和8年第1回定例会厚生常任委員会及び防災警察常任委員会での報告

性別にかかわらず、社会全体で複合的な課題を抱えるDV・ストーカー被害者への支援施策の推進や、被害者への支援を困難な問題を抱える女性等への支援を連携して実施するための施策の基本となる事項を定めること等を盛り込んだ条例イメージ（案）を報告し、進め方や内容についてご意見をいただいた。
- 令和8年3月 第4回支援調整会議代表者会議の開催

委員会で報告した条例イメージ（案）を示し、委員からは、DV・ストーカー被害者に特化した条例では支援の実態を踏まえ切れていないというご意見や、DV・ストーカー被害者と困難な問題を抱える女性は完全に一致する概念ではなく、被害者支援の目的が希薄化するといったご意見など、様々なご意見をいただいた。
- 令和8年3月 パブリック・コメントの見送り

令和8年第1回定例会でのご議論や、支援調整会議での意見を受け、条例イメージ（案）のパブリック・コメントは見送り、引き続き支援調整会議で条例の内容について丁寧に意見を聴きながら進めることとした。
- 令和8年5月 第5回支援調整会議代表者会議の開催

条例が目指す社会や、未然防止から自立支援まで切れ目なく支援を行うことの重要性、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法に規定されている支援施策の連携を図り、3つの法律に横串を刺し、施策の充実を図る考え方について意見交換を行った。

委員からは、女性支援法が規定する支援が未然防止や自立支援の役割を担っていることや、実務上、DV被害、ストーカー被害、それぞれの特性がある中で、条例を制定する目的について共通認識を持ちながら議論する必要性等について意見をいただいた。

- ・ 令和 8 年 7 月 令和 8 年第 2 回定例会厚生常任委員会での報告
パブリック・コメントを見送ったことや、引き続き支援調整会議で条例の内容について意見を聴きながら検討を進めていること、令和 8 年 5 月の支援調整会議における主な意見、国への提案活動の状況等を報告し、議論いただいた。
- ・ 令和 8 年 8 月 第 6 回支援調整会議代表者会議の開催
令和 8 年 3 月以降の会議における意見交換の内容を踏まえ、条例の方向性やその内容について意見交換を行った（主な意見等については、イに記載。）。
- ・ 令和 8 年 8 月 支援調整会議民間団体連携部会・行政部会の開催
支援調整会議の民間団体連携部会と行政部会において、民間団体や市町村と、条例の方向性やその内容について意見交換を行った。

イ 第 6 回支援調整会議代表者会議における意見交換の状況

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法の 3 つの法律に横串を刺し、緊急的な安全確保はもとより、未然防止から自立支援まで、関係機関が連携して切れ目なく支援を行うために条例が必要という考え方のもと、意見交換を行った。

（主な意見）

- ・ 「県の責務」をまず、一番に規定していくことが必要。
- ・ DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等が、自分達が幸福になる権利があるんだということを認識してもらえ、幸福追求を本質的な方針として打ち出すような条例であるとよい。
- ・ ずっと暴力があって、最後、次は命の危機だという段階で支援につながる場合が多い。一時保護、シェルターは重要なので、きちんと仕組みとして対応できるよう、条例に明記してほしい。
- ・ 関係機関や県民が実際に行動に移せるような、実効性のある条例にしてほしい。そのために、市町村や事業者に関する規定、女性支援や一緒に避難する子どもへの支援など具体的な支援を後押しするような規定を入れてほしい。
- ・ 条例の中で、DV、ストーカー、困難な問題を抱える女性の支援内容や体制強化をどのように規定したら分かりやすいか、適切か検討してほしい。
- ・ 県でつくる条例が全国に波及していった場合に、どのような影響

力を持つのかということを考慮する必要がある。

- ・ 条例に基づく基本計画をつくるのであれば、そのあり方について、現行の計画の性質を踏まえた上で検討してほしい。
- ・ 新しく条例をつくる際には、DV被害者や困難な問題を抱える女性などの定義が重要であり、また、他の条例との整合性を考慮する必要がある。
- ・ 条例を作るのであれば、例えば、DV防止の教育や普及啓発について規定するなど、ストーカー、DVについては根絶するという意思を条例で示してほしい。
- ・ 他の条例も参考にしながら、実効性あるものにするため、当事者の支援のために安全の確保から日常生活の支援、居住、医療、保健医療など必要な支援の内容や市町村への県の助言など後方支援を行うことを条例にきちんと落とし込んでほしい。

ウ 条例制定の考え方について

- ・ 誰にでも起こり得る、DV・ストーカー被害、そして、予期せぬ妊娠、性搾取、性被害、経済的困窮など社会構造上、女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面し、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることは、人権の擁護、福祉の増進の視点から社会的な課題となっている。
- ・ 県はこれまで、女性支援法及びDV防止法に基づく「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、様々な困難な問題を抱える女性への支援と、性別を問わず、DV被害者への支援を行ってきた。
- ・ しかしながら、県内ではDV・ストーカー行為による痛ましい事件が繰り返し発生している。DV・ストーカー被害は誰にでも起こり得るが、女性支援法に規定する、女性が直面する様々な困難の一つでもある。
- ・ さらに、近年、社会経済状況の急激な変化に伴う女性の就業率の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化などに伴い、女性が女性であることにより直面する困難な問題は複雑化かつ多様化している。
- ・ そのような痛ましい事件を二度と繰り返してはならないことはもとより、様々な困難な問題を抱える女性等を生み出さないための未然防止から、当事者が安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく実施することが求められている状況にある。
- ・ そのためには、行政、警察、民間団体などの支援の主体となる関

係機関が連携した支援体制を構築し、その体制を安定的かつ永続的に維持していくことが必要である。

- ・ このような認識の下、DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援施策の基本となる理念や原則を明らかにすることで、意識の醸成や連携体制の構築を一過性で終わらせることなく、社会全体で当事者のいのちを守り、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与するため、条例の制定が必要と考えている。

エ 条例骨子案

別紙1のとおり

(3) 令和8年度における切れ目ない支援の実現等に向けた国への提案活動

- ・ 本年8月 全国知事会議としての提言
関連法の改正等により、支援主体の役割や具体的な連携方法を整理・明確化し、DV・ストーカー被害の予防や被害者の安全確保から自立に向けた支援までを切れ目なく行える体制を構築することについて、本県の提案により、国に提言を行った。
- ・ 本年8月 国の施策・制度・予算に関する提案の手交等
DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援の確実かつ継続的な実施に向けて、DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法の三法に規定されている支援施策の連携を図るための法改正や加害者への対応に係る法整備等に関して提案するため、関係省庁に「国の施策・制度・予算に関する提案」を手交し、条例の制定に向けた検討状況を含め、意見交換を行った。

(4) 今後の進め方

- ・ 条例骨子案に対する、パブリック・コメントを実施する。
- ・ 引き続き、県議会での議論や、支援調整会議、市町村、民間団体、被害当事者との意見交換の実施等により、支援施策の充実及び条例の制定に向けて検討を進めていく。

困難な問題を抱える女性等（ＤＶ被害者及びストーカー被害者を含む）への
支援の充実に向けた条例骨子案

第 1 章 総則

①目的

- ・ 困難な問題を抱える女性等（ＤＶ被害者及びストーカー被害者を含む。）への支援主体や支援施策の連携を定めることにより、被害を含む困難の未然防止から安全確保、自立までを一体的に支援し、社会全体で当事者を守り支え、その当事者の目線に立って、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

②定義

(1) 困難な問題を抱える女性

- ・ 女性支援法第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性

(2) ＤＶ被害者

次の暴力（ＤＶ）を受けた者（性別を問わない）

- ・ ＤＶ防止法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力
- ・ 交際関係を有するなど親密な関係にある若しくはあった者による、ＤＶ防止法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力と同様の暴力

(3) ストーカー被害者

次の行為（ストーカー行為）を受けた者（性別を問わない）

- ・ ストーカー規制法第 6 条第 1 項に規定するストーカー行為等

(4) 困難な問題を抱える女性等

- ・ 困難な問題を抱える女性並びに性別を問わないＤＶ被害者及びストーカー被害者

(5) 民間支援団体

- ・ 困難な問題を抱える女性等への支援を行うことを目的とする民間支援団体

③基本理念

- ・ 困難な問題を抱える女性等の身体、生命、平穏な生活等を守り、尊厳を尊重する。
- ・ 関連施策の連携を図り、被害を含む困難の未然防止から安全確保、自立支援までを切れ目なく実施する。
- ・ 困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、多様なニーズに応じた伴走支援の実施。
- ・ 知事、警察本部長、市町村、民間支援団体等の関係機関が連携し、県民の理解を深め、社会全体で支援に取り組む。
- ・ ＤＶ被害及びストーカー被害については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという性質を踏まえ、知事と警察本部長が緊密に連携して対応する。

④県の責務

- ・ 県には、基本理念にのっとり、支援実施のための総合的な施策を策定し、その施策を推進する体制の下、実施する責務があること。

⑤市町村との連携

- ・ 県は、支援施策の策定・実施について、市町村と連携・協力するよう努めること。
- ・ 県は、市町村が支援施策を策定・実施するにあたり情報提供、助言その他必要な支援をすること。

⑥県民及び事業者の役割

- ・ 県民及び事業者は、支援に関する理解を深め、県が実施する施策の推進・充実に協力するよう努めること。

⑦民間支援団体の役割

- ・ 民間支援団体は、その知識と経験を活用して支援を実施し、県、市町村、他の民間支援団体等と連携して支援施策の推進・充実に協力するよう努めること。

第2章 基本計画の策定

⑧基本計画の策定

- ・ 知事は、支援施策の総合的・計画的な推進を図るため、基本計画を策定し、その実施状況を毎年、公表すること。

第3章 困難な問題を抱える女性等への支援に向けた関係機関と連携・協働した支援体制の充実

⑨未然防止から自立支援に向けた関係機関との緊密な連携

- ・ 県は支援施策を行うにあたり、市町村、民間支援団体と連携・協力するとともに、関係機関（※）の相互の緊密な連携が図られるよう配慮すること。
- ・ 関係機関（※）は他の関係機関の困難な問題を抱える女性等の支援にかかる機能や制度について把握するよう努めること。

（※裁判所、弁護士、医療機関など）

⑩困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の強化

- ・ 知事は、女性相談支援員の配置促進、常勤化及び養成・育成に努め、困難な問題を抱える女性の相談支援体制を充実させること。
- ・ 知事は、市町村において、困難な問題を抱える女性への組織的な相談支援体制の構築が図られるよう、女性相談支援センター等による支援及び協力するよう努めること。
- ・ 県は、予期せぬ妊娠・出産、性被害、不安定な就労状況、経済的困窮、社会的な孤独・孤立等に関し、困難な問題を抱える女性への相談支援について適切な対応を行うこと。

⑪未然防止及び早期発見

- ・ 知事は、市町村や民間支援団体と連携して、被害を含む困難の未然防止及び早期発見のための体制整備に取り組むとともに、困難な問題を抱える女性等の早期発見に努めること。

⑫県民の理解の増進

- ・ 県は、支援施策への県民の関心を深め、被害を含む困難の未然防止に取り組むため、広報の充実や支援施策を学ぶ機会の提供などの必要な措置を行うこと。
- ・ 県は、学校設置者と連携し、児童等が、困難な問題を抱える女性等への支援等に関することについて、その年齢及び発達程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずること。

⑬関係機関と連携した一時保護等の実施

- ・ 知事は、市町村等と連携して、一時保護施設等において、困難な問題を抱える女性の安全の確保や一時保護を行うこと。
- ・ 知事は、民間支援団体と連携して、困難な問題を抱える女性の多様なニーズに合わせた一時保護を行うよう努めること。

⑭民間支援団体と連携した自立支援

- ・ 知事は、女性自立支援施設での支援に加えて、民間支援団体と連携して、困難な問題を抱える女性等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、その多様なニーズに合わせた自立支援を行うこと。

⑮民間支援団体等と連携した居場所の提供

- ・ 知事は、民間支援団体等と連携して、困難な問題を抱える女性等が安全に安心して過ごすことができる居場所を確保し、その情報提供等を行うこと。

⑯住まいの確保に関する支援

- ・ 知事は、困難な問題を抱える女性等の生活の安定を図り、又はDV被害者及びストーカー被害者等が更なる被害を受けることを防止するため、住まいの確保に関する支援その他の必要な施策を講ずること。

⑰就労の支援

- ・ 知事は、困難な問題を抱える女性等の自立に向けて、就労に必要な能力及び技術の習得の支援、就労につながる機会の提供その他必要な支援を行うこと。

⑱経済的負担の軽減

- ・ 知事は、困難な問題を抱える女性等の日常生活に支障を来すことがないように、その経済的負担の軽減を図るために情報の提供その他の必要な施策を講ずること。

⑲情報の提供等

- ・ 知事は、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、困難な問題を抱える女性等が直面している様々な問題について、必要に応じて情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずること。

⑳心身に受けた影響からの回復

- ・ 県は、困難な問題を抱える女性等が当該困難により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な医学的又は心理的支援等が受けられるよう必要な施策を講ずること。

㉑同伴児童等への支援

- ・ 知事は、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性等の同伴児童等が必要な心理的ケアを受けながら安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようにするために、当該児童等の年齢、発達の程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずること。

第4章 DV被害者及びストーカー被害者の安全確保等

㉒発見者による援助

- ・ DV被害者及びストーカー被害者を発見した者は、㉓の総合的な相談窓口又は警察官に通報又は当該被害者への情報提供等を行うよう努めること。

㉓総合的な相談窓口の設置

- ・ 県は、DV被害者及びストーカー被害者支援のための総合的な相談窓口を設けること。

㉔DV被害に係る相談への対応

- ・ 知事及び警察本部長は、DV被害に関する相談を受けたときは、関係機関と適切に連携して

迅速な対応を行い、必要に応じて、一時保護を行うなど、被害者の安全を確保すること。

②⑤ストーカー被害に係る相談への対応

- ・ 知事は、②③の総合的な相談窓口においてストーカー被害に関する相談を受けたときは、警察本部長に対し適切かつ迅速に情報を連携すること。
- ・ 警察本部長は、警察署等においてストーカー被害に関する相談を受けたとき又は上記により知事からの情報が連携されたときは、行政や関係機関と適切に連携して迅速な対応を行い、必要に応じて、一時保護、被害の防止に資する物品の貸出しを行うなど、被害者の安全を確保すること。

②⑥DV被害者、ストーカー被害者及びその支援にあたる者に係る情報提供の禁止

- ・ 誰であっても、DV又はストーカー行為をするおそれがある者であることを知りながら、DV被害者及びストーカー被害者とその支援にあたる警察職員、弁護士、民間支援団体の職員等に関する情報を提供してはならないこと。

②⑦加害者の更生のための取組

- ・ 県は、DV及びストーカー行為の加害者を更生させるための調査研究の推進など、加害者の更生のために必要な措置を行うこと。

第5章 民間支援団体に対する支援

②⑧民間支援団体への支援

- ・ 県は、困難な問題を抱える女性等へ支援を行う民間支援団体と連携・協働に向けた意見交換を行うとともに、情報提供、助言その他必要な支援を行うこと。

第6章 雑則

②⑨地域間の均衡

- ・ 県は、支援施策の実施にあたり、地域間の均衡が図られるように努めること。

③⑩人材の確保、育成

- ・ 県は、支援施策に従事する人材の確保、育成等のため、情報提供、研修その他の必要な措置を行うこと。
- ・ 知事と警察本部長は、総合的な支援の充実のため、女性相談支援員や警察職員等の連携体制強化に向けた合同の研修を行うこと。

③⑪他の地方公共団体との連携協力

- ・ 県は、支援施策の実施のために必要な事項について、情報を共有する等関係する他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

③⑫円滑な情報共有に向けた個人情報の保護

- ・ 県、市町村、民間支援団体は、支援の実施や関係機関との連携・協力にあたって取得した個人情報を適切に管理し、目的外に使用してはならないこと。

③⑬財政上の措置

- ・ 県は、支援施策を行うために必要な財政上の措置を行うよう努めること。

2 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

「かながわ人権施策推進指針」（第2次改定版）について、人権意識調査の結果や「かながわ人権政策推進懇話会」における議論等を進め、社会情勢の変化を踏まえた上で、令和8年度中に改定を行う。今般、指針の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の主なポイント（総論）

ア 指針の基本的な考え方

- ・ 津久井やまゆり園で発生した大変痛ましい事件を二度と繰り返してはならないという強い決意のもと、偏見や差別のない「ともに生きる社会」の実現に向けて、県が掲げる「ともに生きる」、「当事者目線」の考え方は、全ての人権施策の根幹となる。
- ・ 「ともに生きる社会」の実現を指針の目標に掲げ、「当事者目線」を基本理念に位置付ける。

1 指針の目標

人権がすべての人に保障される「ともに生きる社会」の実現をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、一人ひとりの当事者目線に立って、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、「ともに生きる社会」の実現をめざして、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1) 誰もが人権を侵されことなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、「ともに生きる社会」をめざします。

イ 人権尊重のための基本姿勢

- ・ 基本姿勢として、「ともに生きる社会かながわ憲章」の基本理念を共有することを明記する。
- ・ 県が取り組むべきこととして、全ての政策の立案・企画・実施に当たっては、「ジェンダー」「ともに生きる（ともいき）」「当事者目

線」の視点を「3つの主流化」として、いつも意識しながら取り組んでいく姿勢を明記する。

- ・ 県民の皆様・企業等の皆様に取り組んでいただきたいこととして、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現するために、人権課題を自分ごととしてとらえ、当事者目線で行動していただくよう明記する。

ウ 人権教育・人権啓発の推進

人権意識調査の結果から全体的に人権課題への関心の低さが懸念される状況であり、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深められるよう、「ともいき」の取組と人権啓発の取組を相互に連携させながら、全ての世代への人権教育・人権啓発を推進する。

エ 相談・支援体制の強化

人権意識調査では、「人権が尊重されていない」と感じる人の約6割が「誰にも相談しなかった」と回答しており、相談者が相談しやすい「当事者目線」に立った相談・支援体制を強化する。

(2) 改定の主なポイント（分野別の施策）

ア こども

- ・ 「神奈川県こども目線の施策推進条例」の制定等を踏まえ、こども目線に立った新たな取組等を反映する。
- ・ ヤングケアラーへの相談体制の充実など、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども目線に立った施策を推進する。

イ 障がい者

- ・ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の制定等を踏まえ、当事者目線の障がい福祉の実現に向けた新たな取組等を反映する。

ウ ジェンダーにかかる人権課題

- ・ ジェンダーにかかる人権課題の実情について明記する。
- ・ 困難な問題を抱える女性等（DV被害者及びストーカー被害者を含む。）への支援施策の取組を強化する。

エ 部落差別（同和問題）

- ・ 部落差別（同和問題）について、正しい情報を伝えるとともに、インターネット上の差別的な投稿に対する取組を推進する。
- ・ 項目名について、「同和問題（部落差別）」から「部落差別（同和問題）」に変更する。

オ 外国籍県民等

- ・ 人権意識調査において、外国籍県民等への人権課題に対して関心が低い傾向がみられたことを踏まえ、「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を明確化し、インターネット上の差別的な投稿に対して迅速に対処するなど、外国籍県民等への人権課題への対応を強化する。

カ 生活困窮等にかかる人権課題

- ・ 経済的な困窮だけではなく、様々な問題で社会から孤立するという課題があることから、項目名を「貧困等にかかる人権課題」から「生活困窮等にかかる人権課題」に変更する。
- ・ 生活困窮の課題にも共通するため、「様々な人権課題」の中に位置付けていた「孤独・孤立による人権課題」を「生活困窮等にかかる人権課題」の分野として位置付ける。

キ インターネットによる人権侵害

- ・ SNS等での悪質な投稿に対し、差別的な投稿をしづらくする環境整備を促進するとともに、被害者への支援を強化する。
- ・ AIによるフェイクニュースやデマ画像が増加していること、AIの特性を踏まえ、誤情報に基づき人権侵害を生む恐れがあることを理解する必要性を明記する。

ク 働く人の人権の追加

- ・ ハラスメントは人権侵害であることをしっかりと明記する。
- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント等の働く人の人権課題について新たに追記する。

(3) 改定素案

参考資料1「かながわ人権施策推進指針（第3次改定版）」（改定素案）

のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和8年10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案に対するパブリック・コメントの実施結果を報告
令和9年1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告 指針改定

3 「神奈川県手話推進計画」の改定について

これまでの県の取組状況や令和7年6月に制定された「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」を踏まえ、より一層の手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県手話推進計画（以下「計画」という。）を改定する。今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 計画改定の概要

ア 計画の位置付け

神奈川県手話言語条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を策定する。

イ 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

ウ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 計画名称の変更

手話が、独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な「言語」であるとする条例の基本理念を明確化し、県民の理解の促進を図るため、計画名称を「神奈川県手話言語推進計画」に変更する。

イ 手話の獲得・習得支援、学ぶ機会等の充実

手話を必要とする者に対する施策及び県民が手話を学ぶ機会の充実を図るため、各施策の目的や対象者が明確になるよう現行計画の構成を見直し、それぞれを独立した大柱として位置付ける。

ウ 非常時における手話による情報取得等のための体制整備

自然災害や感染症拡大時などの非常時に、必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができる体制の整備を、大柱である「手話を使用しやすい環境の整備」内に、新たに中柱として位置付け

る。

エ 市町村との連携及び協力

令和５年３月の条例改正において規定を追加した市町村との連携及び協力について、新たに大柱として位置付ける。

(3) 改定計画素案

参考資料２「神奈川県手話推進計画（改定素案）」のとおり

(4) 計画改定に向けた検討状況

条例第８条第２項の規定による県手話言語普及推進協議会において、検討を実施。

令和８年５月２７日 改定計画骨子案を審議

７月２９日 改定計画素案に係る協議会委員へのヒアリング

９月８日 改定計画素案を審議

(5) 今後のスケジュール

令和８年１０月 県障害者施策審議会に改定計画素案を報告

改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

１１月 県社会福祉審議会に改定計画素案を報告

令和９年１月 県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議

３月 第１回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

県障害者施策審議会及び県社会福祉審議会に改定計画案を報告

計画の改定

4 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

令和5年4月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、計画期間を令和9年3月までとしていることから、令和9年度を初年度とする計画の改定骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」、その他の福祉に関する個別計画の総合化を図る、すなわち社会福祉法第108条に基づき各分野において共通して取り組むべき事項などを一体的に定める計画として、第6期となる改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

同法に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、支援するための計画とする。

ウ 計画期間

令和9年度から令和14年度までの6年間とし、4年目(令和12年度)に中間見直しを行う。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 計画の継続性の維持と新たな課題への対策の充実

- (ア) 現行計画の3つの大柱「ひとづくり」、「地域(まち)づくり」、「しくみづくり」は踏襲する。
- (イ) 関連法令等の改正による国の動向、市町村の実態等を踏まえ、各施策に反映させる。
- (ウ) 市町村による包括的な支援体制の整備(重層的支援体制整備事業)の推進に対する県の支援を充実させる。

イ 他の福祉計画の総合化

- (ア) 高齢、障害、子ども等の各分野の総合化を図る、すなわち各分野において共通して取り組むべき事項を一体的に定めた計画として位置付ける。
- (イ) 制度の狭間で他計画からこぼれてしまう課題やその対応について盛り込む。

ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

- (ア) 頼れる身寄りのない高齢者等への支援の充実
- (イ) 成年後見制度等の適切な利用の支援
- (ウ) 福祉人材の安定的な確保及び定着支援
- (エ) 平時からの災害福祉支援の体制整備

(3) 改定骨子案

別紙２のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和８年11月	第３回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において改定計画素案の審議 県社会福祉審議会において改定計画素案の報告
12月	第３回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和９年２月	第４回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において改定計画案の審議
３月	第１回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 県社会福祉審議会において改定計画案報告 計画の改定

神奈川県地域福祉支援計画（改定骨子案）

1 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨等

- ア 計画改定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画の基本目標
- エ 計画の期間

(2) 「地域福祉」に関する県の考え方

(3) 圏域の設定

2 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

- (1) 人口・世帯構造の変化
- (2) 高齢者の状況
- (3) 子どもを取り巻く状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
- (6) 生活困窮者等の状況
- (7) 地域における支え合いの状況
- (8) 外国人数の状況
- (9) バリアフリーの街づくり
- (10) 災害対策
- (11) 地域福祉に関わる制度の主な動向

3 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

- (1) 地域福祉をめぐる課題
- (2) 今後取り組むべき重点事項 ※すべての中柱を重点事項とする。
- (3) 本計画の施策体系

4 施策の展開

(1) ひとづくり

- ア 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ウ 福祉介護人材の安定的な確保・定着対策の推進

(2) 地域（まち）づくり

- ア 地域における支え合いの推進
- イ 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり
- ウ バリアフリーの街づくりの推進
- エ 平時からの災害福祉支援の体制整備

(3) しきみづくり

- ア 一人ひとりの状況に応じた包括的な支援体制の整備
- イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ウ 生活困窮者等の自立支援

5 計画の推進体制

5 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

令和6年3月に策定した「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」について、計画期間を令和9年3月までとしていることから、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、本県における当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画と整合を図りながら、令和9年度を初年度とする第10期計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく「都道府県老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」を一体化した計画とする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との整合を図る。

ウ 計画期間

令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

ア とともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り

組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

ウ 認知症とともに生きる社会の実現

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。また、認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

エ ケアラーへの支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

オ 介護人材の確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

キ 医療と介護の連携の強化

2040年に向けて増加する85歳以上の高齢者に対応するため、医療と介護の連携を強化し、急変時の円滑な通院・入院対応や、在宅・介護施設での救急支援体制を構築する。

(3) 改定骨子案

別紙3のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和8年11月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会及び 計画評価部会において改定計画素案を審議
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素 案を報告
令和8年12月 ～令和9年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメント の実施
令和9年1月	国基本指針告示
2月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会及び 計画評価部会において改定計画案を審議
3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案 を報告 県社会福祉審議会において改定計画案を報告 計画の改定

かながわ高齢者保健福祉計画（改定骨子案）

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 計画改定のポイント
- 6 圏域の設定

第 2 節 神奈川県の高齢者を取り巻く状況

- 1 人口及び高齢化率の推移
- 2 介護保険の状況
- 3 高齢者の住環境
- 4 高齢者の健康
- 5 高齢者の社会参画活動状況
- 6 高齢者の就業の状況
- 7 高齢者の安全・安心に関する状況
- 8 成年後見制度の状況
- 9 認知症高齢者に関する状況
- 10 ケアラー（介護者）の状況
- 11 地域資源の状況

第 2 章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

第 1 節 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 安全・安心な地域づくり

第 2 節 いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

第 3 節 認知症とともに生きる社会づくり

- 1 認知症施策の総合的な推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上
- 3 介護サービス提供基盤の整備
- 4 介護現場の革新

第5節 市町村が行う取組の支援施策

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告
- 4 かながわ高齢者保健福祉計画（第9期）の評価

第4章 計画の目標値等

6 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画の中間年の見直しについて

令和6年度から11年度までの6か年計画として策定した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）について、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の内容等を踏まえた中間見直しの骨子案を作成したので報告する。

(1) 見直しのポイント

ア 基本指針の内容を踏まえた見直し

(ア) 基本指針に新たに盛り込まれた取組や成果目標の追加

- ・ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に係る取組を追加
- ・ 就労選択支援利用者数等の成果目標を追加
- ・ 高次脳機能障害者支援に係る活動指標を追加 など

(イ) 障害福祉サービス等の見込量の設定

令和9年度から11年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込を設定

イ 新たな指標を設定

障がい当事者の意見を踏まえて検討した「障がいのある人が、日ごろの生活の中で、施設や設備、制度などがなかったり、障がいへの理解が足りなかったりすることで、困りごとや不自由さを感じていると思う割合」を、基本計画の達成度を象徴的に表す新たな指標として設定する。

ウ その他

基本計画の策定後における本県の障がい福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の追加等を行う。

- ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴い、関係する取組を追加
- ・ 手話に関する施策の推進に関する法律の施行に伴い、関係する取組を追加 など

(2) 見直し骨子案

別紙４のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和８年10月 県障害者施策審議会において見直し素案を審議（１回目）

12月 県障害者施策審議会において見直し素案を審議（２回目）

令和９年２月 第３回県議会定例会厚生常任委員会に同案を報告
障害者施策審議会障害当事者部会において見直しの状況を報告

3月 県障害者施策審議会において見直し案を審議
第１回県議会定例会厚生常任委員会に同案を報告
見直し実施（見直し後の基本計画を公表）

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（中間見直し骨子案）

※ 資料9「(1) 見直しのポイント」に該当する見直し箇所のみを抜粋して記載。なお、各項目の現状値は2025年度の状況、目標値は2029年度の目標を記載。

<総論>

4 条例に基づく基本計画とは

(7) 計画の進行管理

【指標】

- ・ 次の指標を追加

把握する状況	現状値	目標値
障害のある人が、日ごろの生活の中で、施設や設備、制度などがなかったり、障害への理解が足りなかったりすることで、困りごとや不自由さを感じていると思う割合	88.0%	調整中

<各論>

I すべての人のいのちを大切にする取組み

1 すべての人の権利を守るしくみづくり

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

<数値目標>

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025年度）及び2029年度の見込量を記載

2 とともに生きる社会を支える人づくり

(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

<取組みの方向性>

- ・ 「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上」の取組を追加
- ・ 「福祉に関する科学的な研究の推進」に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構における取組の記載を追加

<数値目標>

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

- ・ 次の成果目標を追加

把握する状況	現状値	目標値
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置状況	未設置	設置

生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置状況	未設置	設置
-----------------------------	-----	----

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

- ・ 次の活動指標を追加

把握する状況	現状値	目標値
人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数	(調査中)	調整中

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 相談支援体制の構築

<取組みの方向性>

- ・ 高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、「高次脳機能障害児者への支援体制の構築」に、高次脳機能障害者支援センターにおける支援の記載を追加
- ・ 「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上」の取組を追加（再掲）

<数値目標>

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

- ・ 次の成果目標を追加

把握する状況	現状値	目標値
のぞまないセルフプランの件数	(調査中)	調整中
相談支援専門員研修等の実施	実施済	実施
相談支援体制の地域診断、体制の強化を図った市町村数（市町村）	(調査中)	調整中
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等を行っている市町村（圏域）数	(調査中)	

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

- ・ 次の活動指標を追加

把握する状況	現状値	目標値
アドバイザー（相談支援体制整備等に関する助言・調整を行う者）の配置状況	配置済	配置
市町村等に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数	2 回	毎年度 2 回

高次脳機能障害者センターの設置箇所数	—	調整中
高次脳機能障害者支援協議会の開催回数	—	調整中
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	—	
高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数	—	
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	—	
人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数（再掲）	（調査中）	

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

(2) 地域生活移行支援等の充実

＜取組みの方向性＞

- ・ 「福祉に関する科学的な研究の推進」に、神奈川県立福祉機構における取組の記載を追加（再掲）

＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

- ・ 次の活動指標を追加

把握する状況	現状値	目標値
施設における居室の個室化等の取組状況（個室化等に取り組む施設数）	（調査中）	調整中
意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数	（調査中）	

4 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

(1) 障害福祉サービス等の整備、充実と、質の向上

＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

- ・ 次の成果目標を追加

把握する状況	現状値	目標値
障害福祉サービス等情報公開制度における管内事業所の公表率及び更新率	79.6%	100%

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

- ・ 次の活動指標を追加

把握する状況	現状値	目標値
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	87.7%	調整中

【県全体の障害福祉サービスの見込量】

- ・ 2027 年度から 2029 年度までの各年度の見込量を記載

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

(3) 保健・医療施策の推進

＜取組みの方向性＞

- ・ 高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、「高次脳機能障害児者への支援体制の構築」に、高次脳機能障害者支援センターにおける支援の記載を追加（再掲）

＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

- ・ 次の成果目標を追加

把握する状況	現状値	目標値
退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率（退院後 90 日時点の再入院率）	9.4%	調整中
退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率（退院後 180 日時点の再入院率）	16.0%	
退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率（退院後 365 日時点の再入院率）	23.7%	
心のサポーター数（養成者数）	1,907 人	2,200 人
K6 による住民のこころの状態の把握状況	把握済	把握

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

- ・ 次の活動指標を追加

把握する状況	現状値	目標値
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	(調査中)	調整中
心のサポーター養成研修実施回数	29 回	32 回
精神障害者の短期入所の利用者数	(調査中)	調整中

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

(4) 障がいのある子どもへの支援の充実

＜取組みの方向性＞

- ・ 児童発達支援センターにおける 4 つの中核的な支援機能の確保に向けた取組を追加
- ・ 強度行動障害の状態にある子どもの支援体制の整備の取組を追加
- ・ 「児童発達支援等の提供」に障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築の取組の記載を追加

- ・ 「医療的ケア児への支援」に、医療的ケア児支援法改正に伴う記載を追加
＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

- ・ 次の成果目標を追加

把握する状況	現状値	目標値
インクルージョン推進のための協議の場の設置状況（県）	未設置	設置
インクルージョン推進のための協議の場の設置状況（市町村）	（調査中）	調整中
障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制を確保した市町村（圏域）数	（調査中）	
強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備状況	（調査中）	
児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保した市町村（圏域）数	（調査中）	
障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置状況（県：開催回数）	10回	

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025年度）及び2029年度の見込量を記載

(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025年度）及び2029年度の見込量を記載

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取り組み

5 社会参加を促進するための環境づくり

(2) 意思疎通支援の充実

＜取組みの方向性＞

- ・ 「手話の普及」に、手話に関する施策の推進に関する法律の施行に伴う記載を追加

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025年度）及び2029年度の見込量を記載

(3) 情報のアクセシビリティ（利便性）の向上

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025年度）及び2029年度の見込量を記載

(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

6 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

(1) 就労支援の充実

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

- ・ 次の成果目標を追加

把握する状況	現状値	目標値
圏域における就労選択支援事業所の設置状況	8 圏域	8 圏域
就労選択支援利用者数	(調査中)	調整中

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

(2) 障害者雇用の促進

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7 とともに生きるための意識づくり

(2) 障害の理解と差別解消の促進

＜取組みの方向性＞

- ・ 「手話の普及」に、手話に関する施策の推進に関する法律の施行に伴う記載を追加（再掲）

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

(3) 障害者主体の活動等の促進

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

9 とともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

(2) スポーツ活動等の取組みの推進

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

- ・ 現状値（2025 年度）及び 2029 年度の見込量を記載

7 県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」における虐待事案について

社会福祉法人かながわ共同会が指定管理者である県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において発生した虐待事案の概要等を報告する。

(1) 事案の概要

- ・ 令和8年8月21日（金曜日）午後、津久井やまゆり園で生活支援にあたる職員（30代男性）が、利用者（50代男性）に対し、シャワー浴を臨時で行い、通常の入浴支援も行った。しかし、当該利用者が、その後二度、脱衣所に来て服を脱ごうとしたため、行動を制止しようとする中で左頬を平手打ちする行為があり、この場面を目撃した職員が同園幹部職員に報告した。
- ・ 園は、当該職員へのヒアリング調査により事実を確認し、同日、当該利用者に給付費を支給している自治体に、障害者虐待防止法に基づき通報した。併せて、利用者本人、御家族に対して、謝罪を行った。
- ・ 上記自治体は、職員が利用者に対し平手打ちしたことについて、身体的虐待にあたると判断し、9月10日（木曜日）、同園に改善指導が行われた。

(2) 県及び指定管理者の対応

- ・ 県及び指定管理者は、他の利用者に同様の行為がないかなど、調査を実施し、原因究明や再発防止に向けた取組を進めている。
- ・ 園は、事案が発生した後、事実確認を行い、利用者保護のため、同日から当該職員に自宅待機を指示した。

8 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について

令和8年4月1日に設立した地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の運営等について報告する。

(1) 法人の概要

ア 名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

イ 所在地

足柄上郡中井町境218

ウ 目的

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。

エ 業務の範囲

- (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (イ) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

オ 運営する施設

神奈川県立中井やまゆり園（障害者支援施設）

カ 設立日

令和8年4月1日（令和8年3月25日総務大臣認可）

キ ホームページ

<https://kanawel.jp>

(2) 組織体制

ア 役職員数

役員 8人（外部理事及び監事を含む）
法人採用職員 119人（福祉職103人、事務職10人、看護師4人、
栄養士1人、運転員1人 ※非常勤職員を除く）
県職員 53人（福祉職34人、事務職18人、看護師1人）
（令和8年9月1日現在）

イ 組織

別紙5のとおり

ウ 役員及び幹部職員（令和8年9月1日現在）

(ア) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	橋本 和也	前神奈川県副知事
副理事長	熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター教授
副理事長	川名 勝義	前神奈川県福祉子どもみらい局長
理事	綾屋 紗月	東京大学先端科学技術研究センター教授
理事	出縄 守英	神奈川県知的障害福祉協会会長、 社会福祉法人進和学園理事長
理事	二俣 泉	昭和音楽大学音楽学部教授
監事	佐藤 彰一	國學院大學名誉教授、PAC法律事務所代表
監事	澁谷 耕一	神奈川県政策顧問、 リッキービジネスソリューション株式会社代表取締役

(イ) 幹部職員

役職名	氏名	備考
経営企画室長	根本 崇	神奈川県からの派遣職員
経営企画室 企画調整担当課長	嶋田 慶一	法人採用職員
研究センター長 兼人材育成センター長	向井 義	株式会社薫化舎代表取締役会長
内部統制・コンプライアンス オフィスマネージャー	霜尾 克彦	前社会福祉法人神奈川県総合リ ハビリテーション事業団理事長
中井やまゆり園統括園長	高橋 朋生	神奈川県からの派遣職員
中井やまゆり園長	佐々木 崇	神奈川県からの派遣職員
チーフ・プロジェクト・ オフィサー	大川 貴志	法人採用職員

(3) 職員研修の状況

ア 導入研修

法人採用職員に対して、4月1日から4日間かけて、当事者目線の障害福祉の実践のために、法人が目指す方針や体現すべき職員の規範について講話及び講義、交流を通じて理解を深めた。

イ 現場実践研修（5月～）

導入研修で学んだ法人理念を日々の支援実践につなげるため、理念研修を継続するとともに、介護技術、アセスメント、意思決定支援等の実践的な研修を実施している。研修を通じて、利用者一人ひとりの特性や思い、生活の状況への理解を深め、個々に応じた支援を考え、実践する力を養っていく。

（主な研修内容）

- 法人の理念や支援の基本的な考え方について、日々の支援と結びつけながら理解を深める研修
- 介護技術、アセスメント、意思決定支援等を通じて利用者への理解を深め、個々に応じた支援につなげる実践的な研修

ウ マネジメント研修

寮長等を対象に、チームマネジメントや当事者目線の支援の浸透などについて、9月から段階的に研修を実施し、法人理念を現場で実践するための組織づくりを担うリーダー層の育成を図る。

エ シンポジウム

県民向けに、法人が目指す地域生活移行の考え方などについて、様々な立場の有識者を交えて議論するシンポジウムを法人主催により開催する。

- ・日程：令和8年10月2日
- ・場所：タウンニュースホール（秦野市南矢名1-5-13）
- ・テーマ：つながりのなかの“じりつ”
～仲間とともに暮らす日々の実現に向けて～
- ・パネリスト（予定）：
 - 大塚 晃 氏（一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長）
 - 浮貝 明典 氏（特定非営利活動法人PDDサポートセンターグリーンフォーレスト副理事長及び地域生活支援部長）
 - 中井やまゆり園利用者と職員

オ 事業所向け研修

今年度後半から、日頃の地域の事業所との交流や法人の実践も生かしながら民間の事業所向けに研修を実施する。

(4) 中井やまゆり園利用者・家族との交流等の状況

- 4月1日 中井やまゆり園利用者への宣誓書交付
中井やまゆり園利用者、家族及び職員の交流会
- 3日 お花見
- 4日 家族参加デー
- 18日 家族会
- 5月16日 家族会
- 6月1日 法人設立式典（家族参加デー）
- 20日 家族会
- 7月4日 七夕祭り（家族参加デー）
- 18日 家族会
- 8月27日 夏祭り（家族参加デー）
- 9月19日 家族会

(5) 法人設立式典の実施

日程：6月1日

場所：中井やまゆり園 講堂

プログラム：

- ・利用者による開会宣言
- ・理事長あいさつ
- ・知事基調講演
- ・法人の取組の説明

主な出席者：

- ・利用者及び家族・後見人
- ・知事、副知事
- ・県議会議員（議長、厚生常任委員会委員、地元選出議員）
- ・市町の長等（4市5町）他

※ なお、第2部として、市町の障害福祉主管課長や近隣の障害福祉サービス事業所の長等を招待した式典を開催

(6) 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進

ア 研究倫理審査委員会の設置

研究参加者の尊厳と権利を守り、当事者目線に立った研究を適正に進めるため、研究倫理審査委員会を設置する。

委員会では、研究計画について、倫理的・科学的な妥当性や利益相反の有無を、中立的かつ公正な立場から審査する。特に、意思表示が困難な研究参加者について、本人の意思が尊重されているかを重視する。

(委員一覧)

氏名（敬称略）	所属・役職名
松本 俊彦	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所・薬物依存研究部長
橋本 洋輔	国際教養大学国際教養学部助教
北川 聡子	社会福祉法人 麦の子会理事長
山内 信重	公益社団法人神奈川学習障害教育研究協会常務理事
霜尾 克彦	福祉機構内部統制・コンプライアンスオフィスマネージャー
根本 崇	福祉機構経営企画室長

イ 今後の予定

9月 第1回研究倫理審査委員会の開催

倫理審査の流れ、直近で研究倫理審査委員会に提出する予定の研究内容についての説明

10月～ 研究倫理審査委員会（本審査）の開催

審査結果を研究計画等に反映し、必要な承認・許可を得た研究から順次実施

(7) 県としての関与

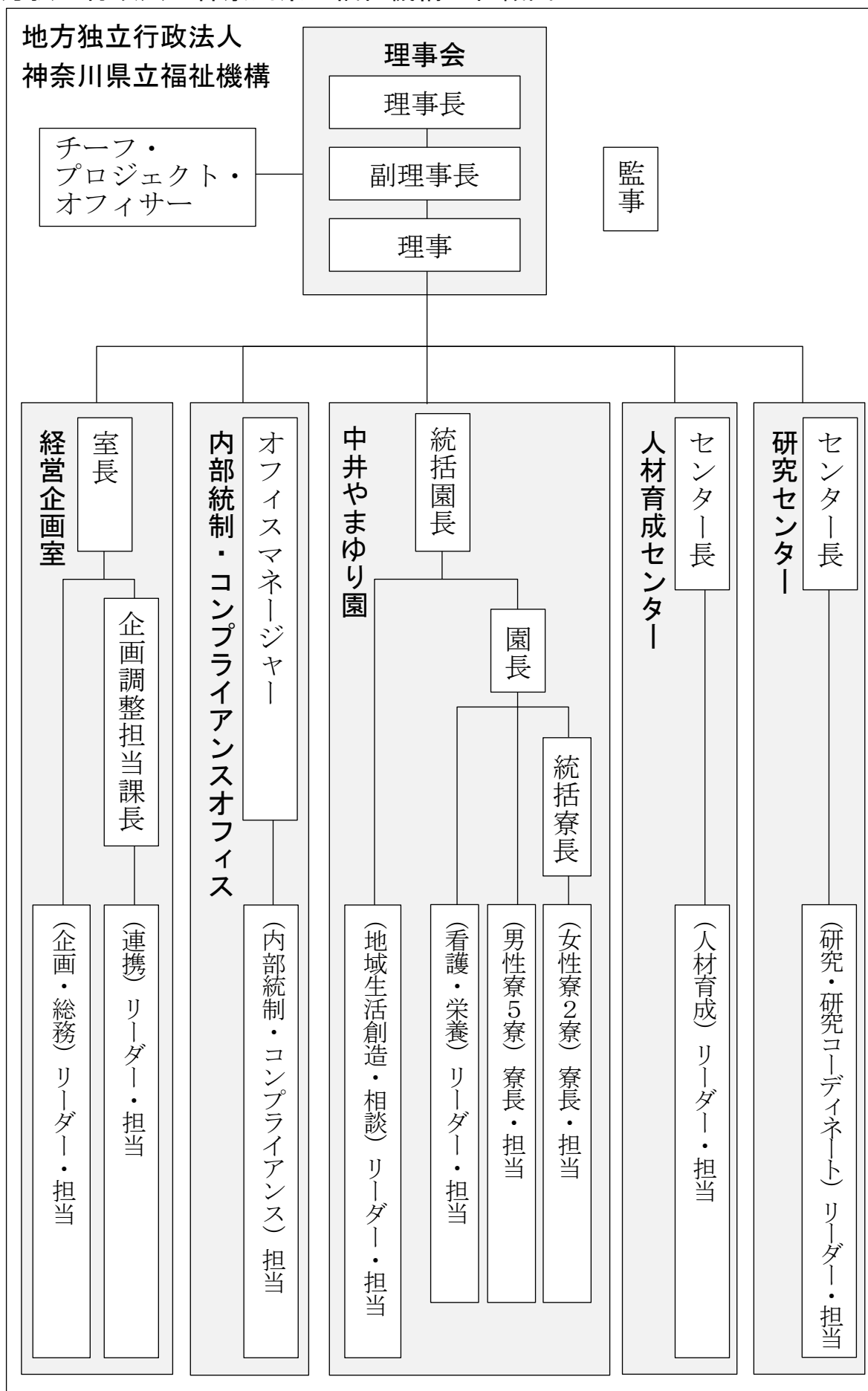
ア 法人の運営面での関わり

【中期目標の項目】 県の関与	決議文
【運営の見える化・県への報告】 ・知事と理事長の意見交換等による定期的な情報共有 ・県職員の家族会への出席、意見交換	5. 予算執行や施設運営において透明性の確保 3. 利用者・家族への丁寧な説明
【当事者目線の支援・福祉科学研究】 ・監査等を通じた定期的な運営確認・助言 ・倫理審査委員会の立ち上げ等、研究実施に向けた支援 ・県内障害者支援施設への好事例の横展開 ・福祉機構の成果をとりまとめた国等への政策提言	2. 利用者の権利擁護と安全確保
【当事者目線の支援を実践する人材育成】 ・県が掲げる福祉人材の確保・養成方針との調和を図るための指導助言 ・機構の研修実施における事例紹介、講師推薦、団体調整等による運営支援	1. 職員全体で理念を共有し、研修体制を改善
【運営体制の確保・組織の適正な運用・財務内容の改善】 ・県職員派遣（53人） ・理事会へのオブザーバー参加 ・利用者・職員の満足度調査結果の確認 ・随時相談による県庁職員の運営確認・助言 ・財政的援助団体監査（出納事務等） ・施設の維持管理に関する支援	4. 風通しの良い職場環境の確立 5. 予算執行や施設運営において透明性の確保

イ 法令等に基づく関わり

障害者総合支援法に基づく指導及び監査や、地方独立行政法人法に基づく中期目標などにより、県立福祉機構に対し必要な関与を行っていく。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 組織図



9 今後の県立障害者支援施設のあり方について

県は、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。

各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のうち、県直営のさがみ緑風園を除く県立施設の指定期間が令和9年度で終了する中、県立施設の方向性について改めて整理するため、今後、ビジョンを改訂する方向で検討している。

そこで、現在の取組状況等を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※ 中井やまゆり園の詳細については、「8 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について」で別途報告。

(1) 「民間法人へ移譲」とした施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- 平成14年の開設時は定員160人の大規模施設であったが、身体障害者に対する地域の障害福祉サービスの拡充に伴い、入所者の減少が続き、現在の入所者数は21人（定員40人）である。
- このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- 最重度の身体障害者用の施設として、ゆとりを持ったつくりの建物で、民間施設に比べて広く、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用について地元自治体など関係機関にヒアリングを行ったが、特

別養護老人ホーム等の他の福祉施設としての利用のニーズは、現時点でないことを確認した。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 令和8年4月から、使用していない建物の1階部分を児童相談所の一時保護所として活用している。
- ・ こうした県有財産としての新たな用途も踏まえた上で、民間法人への移譲条件等を引き続き整理する必要がある。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ これまで高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、民間施設における取組の進展により、その役割は低下している一方で、加齢による身体機能の低下等により家庭やグループホーム等で対応できなくなった場合の短期入所など、一時利用先として期待されている。
- ・ 現指定期間における地域生活移行の取組では、入所者は、70人（定員112人、短期入所含む）まで減少し、指定管理者は、更なる地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 現在の土地・建物を民間法人へ移譲する場合、定員縮小後の施設規模に比して、土地・建物等のハードが大きく、国報酬を基軸とした収入体系で維持、管理していくことは困難である。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、交通アクセスが不便で、また施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されているなど、将来的には他地域への移転や建物の移設等を進める必要がある。
- ・ このため、民間法人が現在の土地・建物を活用して、将来に渡り施設運営を継続することは考えにくく、いずれ建替えや移転が必要となり、その場合、移譲先法人の負担が大きい。
- ・ このため、現状では入所定員を縮小しながら、民間法人に移譲する方向で検討するが、移譲後に民間法人が、現在の土地・建物を保有するリスクを軽減しながら、安定的な施設運営ができるよう、検討する必要がある。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 県立施設としての役割は低下したため、民間法人へ移譲する方向で検討を進めるが、移譲に当たっては、既存の土地・建物の管理の方法等を含め、移譲条件を整理していく。

- ・ 令和10年度以降の運営の方向性については、移譲に向けて、引き続き検討を行うため、令和8年第3回県議会定例会（後半）において、報告する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 現指定期間において、通過型施設を目指し、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組み、利用者は61人（定員112人）まで減少しており、このまま定員を減少させれば、民間法人が効率的に運営することができる規模になる見込みである。
- ・ 一方、障害児施設は、県所管域では県東部唯一の障害児施設であり、入所を一手に引き受けている実態があり、また、中核市である横須賀市からも入所枠を確保するよう要請を受けるなど、施設としてのニーズは高い。

(イ) 検討状況

- ・ 利用者の減少に伴い、施設運営に実績のある民間法人であれば、県立施設という位置付けに頼ることなく、これまでの支援ノウハウや関係機関とのネットワークを生かし運営できる可能性が高い。
- ・ ただし、移譲する場合、譲渡する土地は、縮小する定員に応じ、民間法人が効率的に管理できる規模まで縮減する必要がある。
- ・ また、建物の老朽化が進んでいるため、移譲先法人は縮減後の定員規模に応じた施設を新たに整備する必要があるが、その際、集団生活が難しいと指摘される強度行動障害のある方を支援するための小規模ユニットケアの導入が求められ、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ なお、民間法人への移譲後も、障害児施設においては、被虐待児の緊急受入れなど広域的な役割も期待されており、これまでの支援水準を維持するため、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ また、移譲後は、住宅地に所在する施設の特色を生かし、地域に溶け込んだ施設運営が実現できるよう、自治会や他法人、NPO等と密接に連携した取組が期待される。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 民間法人の多様なノウハウを活用して、横須賀・三浦圏域における本施設への期待に応え、役割を果たすことを目指し、民間法人へ移譲する方向で検討する。

- ・ 移譲に当たっては、事業の安定的な継続性を確保するとともに、増加する被虐待障害児の保護や施設の老朽化、小規模化、ユニット化対策を含めた将来的な施設のあり方を含め、移譲条件を検討する。
- ・ 令和10年度以降の運営の方向性については、移譲に向けて引き続き検討を行うため、令和8年第3回県議会定例会（後半）において、報告する。

(2) 「引き続き方向性を検討」とした施設

ア 芹が谷やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 令和5年度からの指定管理では、通過型施設を目指して地域生活移行に積極的に取り組むとしているが、その取組はまだ道半ばである。
- ・ 地域生活移行を進める一方、新たな入所ニーズに応え、かつ、地域の短期入所希望に応じ、令和7年11月から施設入所率は100%に達し、短期入所の稼働率も100%を超えている。
- ・ 短期入所の希望は、計画的なレスパイト利用、緊急的な一時受入れとともに増加し、受入れのキャパシティを常時超過しているが、真に受入れが必要な場合は断らない姿勢を貫いている。
- ・ 住宅地や学校、商業施設に近接し、歴史的にも地域住民との関わりが深いといった他の県立施設にはない特色がある。

(イ) 検討状況

- ・ 地域からは、敷地・建物を地域の子育てや孤独・孤立対策、防災などの社会課題の解決に活用することについて期待する声が寄せられ、今後、地元自治会や地域で活動するNPO等との協働について検討を進めることが期待されており、その取組は県内他施設のモデルケースにもなり得る。
- ・ 地域生活移行先となるグループホーム等の開拓を進め、施設利用者の流動性を高めて新たな利用ニーズにも対応していく必要がある。
- ・ 県は、他の県立施設や民間施設との責任・役割の分担を進め、県全体で真に施設利用が必要な重度障害者の暮らしを支える必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸

とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 本施設に期待される役割を果たすために、県立施設として、県の障害福祉施策の中心的な役割を果たすとともに、新たな社会課題の解決に先駆的に取り組むなど、県内他施設のモデルケースとなるよう、引き続き指定管理者制度による施設の管理運営を行うこととし、指定管理者候補の選定に向けた手続きを進める。

イ 津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 令和3年の再整備後、5年が経過したが、当事者目線の支援の実践や地域生活移行の取組は、まだ道半ばである。
- ・ 園の取組を更に推し進めていくためには、現在の施設運営体制と職員配置を継続していく必要がある。
- ・ 津久井やまゆり園事件後、毎年追悼式を実施するなど共生社会の実現に向けた発信拠点となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、中山間地域に所在し、高齢化・過疎化の進展や、地元の市立診療所が他地域の診療所との統合が進められるなど、他の県立施設と異なる特別な地域事情のもとにある。
- ・ そうした中であっても、指定管理者は地域での活動拠点として従たる事業所の開設等を進めてきたが、旧津久井郡内は障害福祉サービス事業所が限られ、昼夜分離が進められる環境に乏しく、通過型施設としての地域生活移行を進めるためには、県としても、更に工夫を重ねていく必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。
- ・ 今後も、県として、津久井やまゆり園事件に対する継続的関与が必要であるとともに、先駆的な意思決定支援の実績を生かした当事者目線の支援の実践や人材育成を進める必要がある。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 事件を経験した施設として、共生社会の実現に向けた発信拠点として、現在進めている農福連携など「ともに生きる社会かながわ憲章」を実践するモデル施設としての取組の充実化を図ることが必要である。

- ・ 特宧な条件下にある施設としての役割を果たすためには、県立施設として安定した施設運営を支えることが欠かせないことなどを踏まえ、引き続き指定管理者制度による施設の管理運営を行うこととし、指定管理者候補の選定に向けた手続きを進める。

ウ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 現指定期間において、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組む、利用者は、88人（定員120人）まで減少している。
- ・ 指定管理者は、現在の多床室を解消し、一人ひとりの障害特性に応じた生活環境を用意するため、60人程度まで定員規模の縮小を目指し、取り組んでいる。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地しており、こうした特色を持つ本施設を、中井やまゆり園とともに県立福祉機構が一体的に運営することにより、障害者の地域生活実現に向けた研究や人材育成の更なる進展が期待される。
- ・ 建物は、多床室が多く老朽化が進んでいるため、県は、小規模化に合わせ個室化などの対策や、設備の修繕等、老朽化対策を行う必要がある。
- ・ また、地域資源が豊富な地域の特性を生かし、積極的に地域生活移行を進め、入所規模の更なる小規模化と短期入所の拡充など、地域生活支援拠点化を進めることを検討する。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ こうした本施設に期待される役割を果たすため、県立福祉機構による運営への移行を視野に入れて、引き続き検討する。
- ・ 移行後は、当該地域で現指定管理者をはじめとする民間法人やNPO等が築いた多くの社会資源と連携して、地域の障害福祉のニーズを受け止めるモデル地区を作り上げることが期待される。
- ・ 令和10年度以降の運営の方向性については、地方独立行政法人による運営への移行等について、引き続き検討を行うため、令和8年第3回県議会定例会（後半）において、報告する。

(3) 指定管理施設におけるスケジュール

令和8年7月	指定管理者制度モニタリング会議
8月	働き方・行政改革推進本部及び同幹事会
9月	第3回県議会定例会（前半）厚生常任委員会 ・ 芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園の方向性を報告
11月	働き方・行政改革推進本部及び同幹事会
12月	第3回県議会定例会（後半）厚生常任委員会 ・ 厚木精華園、三浦しらとり園及び愛名やまゆり園の方向性を報告 ・ 選定の考え方等を報告
令和9年1月	働き方・行政改革推進本部及び同幹事会
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会 ・ 選定基準を報告
4月	指定管理者を募集
8月	働き方・行政改革推進本部及び同幹事会
9月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和10年4月	指定管理者による管理運営開始

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管 理 方 法 指定管理者 指 定 期 間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
神奈川県立 中井やまゆり園 (中井町)	地方独立行政法人 神奈川県立福祉機 構	知的	105人	築26年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築23年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 社会福祉法人 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築4年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 社会福祉法人 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築4年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 社会福祉法人 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	120人	築40年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 社会福祉法人 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	112人	築31年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 社会福祉法人 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的 (児・ 者)	40人 112人	築43年 (多床室中心)

10 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について

全庁横断的に新かながわグランドデザインに掲げた生活困窮に係る取組を進めるため、知事を本部長として設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

(1) 令和7年度の主な取組実績

地域でつながり、支える取組を広げていくことにより「不安」を取り除き、自分らしく、いのちを輝かせることのできる「やさしい社会」をめざした施策を展開した。

(取組実績については、令和8年8月17日に県ホームページで公表)

区分	主な事業	主な実績
声をあげやすい・かけやすい社会づくり	普及啓発	ポータルサイトの閲覧数 131,981件 出前講座の回数 5回 支援者向け研修の開催 2回 つながりサポーター養成講座の開催 8回
	困難女性つながりサポート事業（女性総合相談）	電話・メール・来所相談件数 5,527件 LINE相談件数 1,244件等
状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる仕組みづくり	ひきこもり等への支援	LINE相談件数 808件
	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	LINE相談件数 667件 電話相談件数 81件
人と人とのつながりを実感できる地域づくり	困難女性自立支援事業	令和7年1月に施設を開設 一時保護数 3名、自立支援 8名
	メタバースを活用した社会参加支援	総アクセス数 9,449人 [R7.9.5～R8.3.6]
NPO等の活動を応援し、多様な担い手が連携する土壌づくり	孤独・孤立対策地域づくり推進事業	地域の居場所を立ち上げようとする人材の育成講座（全5回） 受講者数23名
	子どもの貧困対策推進事業	子ども支援研修会（1回）、WEB講座（2回）、交流会（2回）を実施
	NPO等への支援金支給（7万円） [前年度繰越分]	合計 2,080団体・箇所に支給 【内訳】生活困窮者支援団体 73箇所 ひきこもり等支援団体 72団体 高齢者団体等 1,935団体
	NPO等への支援金支給（4万円） [12月補正分]	合計 447団体・箇所に支給 【内訳】子ども食堂 180箇所 生活困窮者支援団体 80箇所 女性支援団体 7団体 ひきこもり等支援団体 80団体 高齢者団体等 100団体

(2) 今後の取組

ア 令和8年度事業の着実な推進

生きづらさやくらしにくさを抱えながら、声を上げない・上げられない方々を早期に相談や地域の資源につなげ、誰もが自分らしく前に進むことができる地域づくりに取り組む。

区分	主な事業	概要
声をあげやすい・かけやすい社会づくり	普及啓発	各種支援制度・相談窓口・支援団体及び孤独・孤立対策についてポータルサイト「さぼなびかながわ」を通じて情報発信する。
	困難女性つながりサポート事業	不安や課題を抱える女性一人ひとりに応じた支援につなげるため、総合相談窓口を設置する。
状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる仕組みづくり	県庁版就労訓練事業	県庁が認定就労訓練事業所として、生活困窮者等を受け入れ、働くことや人と接することに慣れるための就労訓練を行う。
	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	相談窓口や支援専門員の設置、居場所づくりを行う。また、ケアラー自身や周囲の認知を高めるため普及啓発を行う。
人と人とのつながりを実感できる地域づくり	つながりプランニング事業	企業や市町村等が、従業員や住民を地域の居場所等につなげる上での人材育成を図るとともに、個々の活動を伴走支援する。
	単身高齢者孤独・孤立対策事業	単身高齢者の孤独・孤立対策として、地域社会のつながりを創出する人材育成を行うとともに、市町村域や生活圏域を越えたつながりを広域的に支援する。
NPO等の活動を応援し、多様な担い手が連携する土壌づくり	人材育成	人と人とのつながりの場（居場所）を立ち上げ、運営する地域人材を育成する。
	共助の輪による支援の仕組みづくり	生活困窮者支援などの社会的課題を解決するため、かながわSDGsパートナーをはじめとした多様な主体とのパートナーシップにより、県民の具体的なSDGsアクションを創出し、共助の輪による支援の仕組みづくりを加速化する。